



島根県報

平成25年2月5日（火）

第2,467号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成25年2月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（ ” ）	4

告 示**島根県告示第82号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成25年2月21日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第83号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成25年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社アリスト	エクシヴ 益田乙吉事業所	益田市乙吉町イ89-10	平成25年2月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社アリスト	エクシヴ 益田乙吉事業所	益田市乙吉町イ89-10	平成25年2月1日

島根県告示第84号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成25年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
大原地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成23年12月15日
大原地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成24年3月19日
大原地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成24年10月16日

島根県告示第85号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成25年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス神門店 出雲市神門町1367番4外6筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年9月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,655平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
57台（建物北側及び西側）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
18台（建物西側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
50平方メートル（建物北側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
10.2立方メートル（建物内北東側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時00分から午後10時00分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所（建物敷地北側及び西側）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成25年1月24日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第86号

平成24年島根県告示第668号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年 2 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 出雲市大塚町620外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	<p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。</p> <p>汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p>	<p>道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。</p>
2	<p>変更届出書 4 変更する理由 にある「連絡橋」は「横断歩道橋」とし、横断歩道橋については、道水路への工事、工作物を設置することとなるため、道路法第32条及び出雲市普通河川道路等管理条例第4条及び第5条の手続きを行うこと。</p> <p>なお、当該手続きに係る申請は、都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域（近隣商業地域）への変更後とすること。</p>	<p>道路法第32条（道路の占用の許可）による。</p> <p>出雲市普通河川道路等管理条例による。</p>

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間